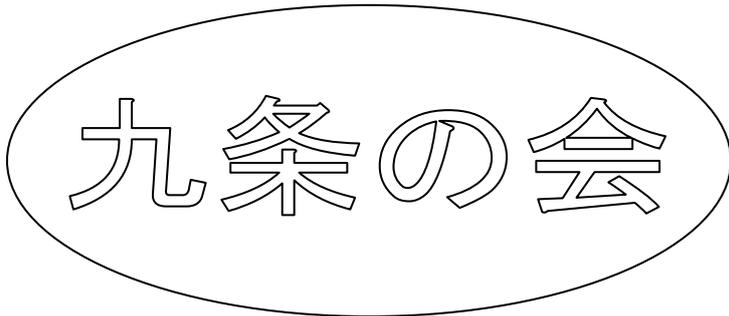


2026・2・14



第 475 号

〒101-0065 東京都千代田区
西神田 2-5-7 神田中央ビル 303
TEL 03-3221-5075
FAX 03-3221-5076

自民党大勝を梃子にした、高市政権による

改憲、戦争体制加速化の攻勢に立ち向かおう！

通常国会冒頭の解散、総選挙によって自民党が大勝し、単独で衆院の3分の2を超える議席を獲得しました。高市首相は直後の2月9日の記者会見で「国民の皆さまから政策転換をなんとしてもやり抜いていけという力強い形で背中を押していただいた」と称して、安保3文書の改訂によるGDP比2%を上回る大軍拡、非核3原則の改悪、中距離ミサイルなど攻撃用兵器の配備促進、国家情報局、対外情報庁の設置、スパイ防止法制定をはじめとする戦争体制づくりを加速化する方針を改めて強調しました。それにとどまらず高市首相は、「この国の未来をしっかりと見据えながら、憲法改正に向けた挑戦」を進めると明言し、質問に答えて、「各会派の協力も得ながら改正案を発議し、少しでも早く国民投票が行われる環境を作っていけるよう…取り組んでいく」と明文改憲への意欲を表明しました。高市内閣は、自民と維新の会の連立政権合意において、それまでの実質改憲先行戦略を転換し、実質改憲と明文改憲を同時に並行して追求する方針に転じましたが、衆院選の結果を踏まえて、この方向を加速する構えを見せたと言えます。自民党大勝を受けて、衆院憲法審査会のメンバーも改憲派が圧倒する状況に変化します。こうした高市内閣による軍拡・戦争体制づくり、明文改憲の企てを阻むため、市民が、国会の外から声をあげていきましょう。

九条の会事務局主催の講演会開催

【九条の会事務局】

さる1月31日、文京区民センターにおいて、九条の会事務局主催の講演会『高市政権の改憲策動に抗して』が、選挙期間中にも関わらず75名が参加して開催されました。

冒頭の開会挨拶で小森陽一事務局長は、高市政権の国会冒頭解散によって、この講演会はあと1週間で投票日を迎えるという選挙戦のただ中に開かれることになったと述べ、この講演会を糧に、総選挙での改憲阻止の大きなうねりを期待すると訴えまし

た。司会は山田聡美さんが担当しました。

・第1講演『高市政権とは何か—そのねらい・危険性と弱点』渡辺治

1つ目の講演は渡辺治さんの「高市政権とは何か」と題する講演でした。講演は、「今なぜ高市政権か」という問いをたて、右翼政治家であり自民党内でも傍流にいた高市氏が自民党総裁に就任し、政権を樹立した原因を次のように指摘しました。高市氏が総裁に就任し政権を担った背景には、自公政権が30年近くにわたり推進してきた新自

由主義政治による暮らし破壊への国民の怒りが昨年の参院選における自民党の大敗を招き、自民党政権の継続のためには、政治の「転換」が不可欠となったことがある。ところが、自民党に代わる政党として有権者の多くが選んだのは、一貫して新自由主義の転換を主張してきた共産党や社民党など立憲野党ではなく、消費税減税、積極財政を掲げ新自由主義政治の克服を標榜しながら新自由主義の延命をはかる国民民主党、参政党などの「新手の新自由主義党」であった。しかもこれら政党は、自民と並んで、改憲軍拡の推進を謳っていた。そこで、自民党は、政権を維持しつつ新自由主義の延命と軍拡、改憲の加速化をはかるため、これら新手の新自由主義党の路線に右転換し、国民、参政、維新などとの右翼連合をねらった。そうすると、早くから減税、積極財政による新自由主義の修正と軍拡、改憲による軍勢力強化、靖国参拝や皇室の男系維持のための養子制度などの右翼的主張を繰り返してきた高市氏が、自民党の右転換に相応しい人物として総裁に押し上げられたのです。

続いて講演では「高市政権は何を狙うか」という問いに対する検討に入り、自民と維新の連立合意に基づく高市政権は、4本柱の悪政の実現を目指す、戦後最悪の右翼反動連合政権だと断定しました。高市政権の第1の柱は、新自由主義の修正による延命政策です。高市政権は消費税減税や積極財政という新自由主義の手直しを前面に掲げて支持を取り付けながら、新自由主義の維持のため、医療費、社会保障費の乱暴な切り捨てを企てています。第2の柱は、高市

政治の本命である軍拡・戦争体制づくりと改憲です。安保3文書の前倒し改定によって、トランプ政権が圧力をかけている対GDP比2%超の大軍拡、非核3原則の改悪、敵基地攻撃力の配備、スパイ防止法制定、国家情報局、対外情報庁創設などの実質改憲と同時に、明文改憲の実行に乗り出そうとしています。第3の柱が、選択的夫婦別姓の否定、外国人規制の強化、国章損壊罪などの反人権立法、第4の柱が衆院議員定数削減などの反民主主義政治です。

そして講演では高市政権の政治が抱える矛盾として、高市政権による新自由主義の手直しでは暮らしは良くなること、また高市政権の遂行する改憲・軍拡は戦争への道を引き寄せること、さらに軍拡は高市政権が力を入れる新自由主義手直しのための財政をも圧迫することを指摘した後、最後に、しかしこれら高市政権の政治の矛盾を顕在化し高市政権を追い詰めるには、市民の運動が不可欠であると強調しました。

・第2講演『高市政権の危険な憲法政策』

小澤隆一

続く小澤隆一さんの講演は、渡辺講演が高市政権の政治的狙いの検討であったのに対し、その政策の憲法的側面からの検討を行うものでした。

講演は、第1に今回の衆院解散の憲法問題に触れました。小澤さんは、高市政権による衆議院解散は、メディア等で『自己都合解散』『自分勝手暴走解散』などという言われているが、過去の自民党政権において、『自己都合』『自分勝手』ではない解散はなかったと指摘し、また『解散権の

濫用』という批判はそのとおりだが、濫用をさせないためには、選挙で負けさせるしかないと指摘しました。その上で、小澤さんは、今回の解散は、してはならない〈禁じ手〉であると指摘しました。それは今回の解散が冒頭解散であり、予算審議に支障を与え、暫定予算を不可避にするからであり、暫定予算では新規事業への支出を行うことができないこと、また予算の迅速な審議決定の必要を口実に衆議院で拙速な予算審議による大軍拡予算が一气呵成に通される危険性があると指摘しました。

また、今回の選挙を、『高市政権選択選挙』という論調が強いが、有権者が選ぶのは首相ではなく、〈全国民の代表〉たる議員であることも強調しました。

続いて、講演では、高市政権の危険な憲法政策の検討に入りました。講演は第1に今回の政権の出発点となった自民党と維新の会の連立政権合意の重大性を指摘した後、改憲政策についての検討に入りました。政策合意の中でも注目すべきは、両党による条文起草協議会の設置であり、憲法審査会に、条文起草委員会を常設することが狙われていることが指摘され、同時に、同じ改憲派内でも大きな違いがあること、改憲政党も一枚岩ではないことにも注目する必要があることが指摘されました。

また、安保・外交政策の問題に関して高市「存立危機事態」発言に関わって、講演では、法学的には台湾は独立国ではないので仮に中国に攻撃されたとしても、それは『内戦』にとどまり、日本やアメリカが乗り出す正当な根拠がないと指摘されました。

また『スパイ防止法』に関して、準備さ

れている法案は、いわゆる『密偵』対策というよりは、『セキュリティ・クリアランス』絡みのものと考えられるとし、〈秘密〉ではなく、秘密に関わる〈人〉を対象にして網をかけようとするものだとして指摘されました。

連立合意で唐突に打ち出された、衆院の議員定数削減について、講演は「ありえない政策だ」と断じました。削られるのは民意であり、もともと手薄な立法機能がさらに弱くなることが指摘され、むしろ議員の数を増やすべきだと強調されました。

最後に、小澤講演は「私たちは何をどうすべきか」と問いかけ、高市首相がテレビ番組で「自衛隊が台湾有事から逃げたら日米同盟が壊れる」との発言をひいて、まさしく、今、9条か日米同盟かが正面から問われていると訴えました。高市政権は、80年目にして戦後最悪の〈憲法破壊政権〉であり、絶対に止めなければならないこと、そのため、9条の会は、今が踏ん張り時であり、国民全体が、日本国憲法の意義を〈我がもの〉とすることが勝負の決め手となることを強調して講演を締め括りました。

・閉会挨拶とよびかけ 高田健

質疑応答の後、講演会の最後に、高田健さんから、閉会挨拶と呼びかけがありました。高田さんは、九条の会のこれまでの20年間の活動は戦争を〈できる〉国にする動きへの対峙だったが、高市政権の誕生で戦争に〈備える〉国、戦争を〈する〉国への対決に、九条の会運動の性格が変わってきていると指摘しました。高田さんは特に、改憲に関する新たな動きに注目し、中道改革連合の中に憲法に自衛隊明記を容認する

動きが台頭していること、そうなるとう総選挙の後の憲法審査会メンバーの大幅な入れ替えとも相まって審査会での議論が今までのように憲法に自衛隊を書き込むか否かの対立から、どこに自衛隊を書き込むかという論議に移行する危険が出てきたことを指摘しました。

最後に、高田さんは、国会外の世論をどうやって作るかの重要性を指摘し、市民と野党の共闘が困難に立ち至っている現在、九条の会がその先頭に立って頑張ることで、市民と野党の共闘を、もう一回再建したいと訴えて挨拶を締め括りました。

(九条の会事務局)

*なお、この事務局講演会の内容は、後日、九条の会ブックレットとして刊行されます。

出版記念会盛大に

【大阪府吹田市/吹三・東九条の会】

「平和への願いPart 1」を作ったのは2020年、みんなで集まることができないコロナ禍の中でした。集まって、行動したり、学習したりできないなら、文章で平和への願いを寄せてもらって、冊子を作ろうということになり、Part 1ができました。その後、2021年にPart 2を作成し、合計400冊。68人の方の平和への思いを地域の皆さんをはじめ多くの方にお読みいただきました。そして、戦後80年、被爆80年のこの年に、地域にお住まいの方から、体験をお聞きして書きとめ、ぜひとも、Part 3を作ろうということで、今日の発行にこぎつけました。

原稿を寄せていただいた方、お話を聞かせてくださった方は、25人。中には、今ま

で戦争の話は誰にもすることはなかったけれど、今の日本が「新しい戦前」と言われるような状況になって、「体験者として『2度と戦争をしてはいけない』その思いを伝えたくてと、お話しくくださった方もいらっしやいました。

今、アメリカの要求にこたえて軍備増強、平和憲法をも変えてしまおうという動きが加速されています。そんな時代ですが、戦後80年、内乱や戦争で国民の命が奪われることのなかった国は、アイスランド、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、スイス、ブータン、日本の8か国です。憲法9条は傷つきながらも私たちを守ってくれた80年だったのです。

この冊子が「2度と戦争しない」と誓ってできた、日本国憲法9条の思いを広げる地域からの力になることを心から願います。

相川診療所の移転新設時に「9条の碑」建立の計画があります。みんなでこの建立の実現にむけて力をあわせましょう。(吹三・東九条の会ニュース2025/12月号から)

現状と課題

【山形県天童市/天童九条の会】

天童九条の会は、「九条の会」結成の翌年2005年5月31日に結成、代表9名、賛同者約300名でスタート。毎年、総会、講演会・学習会、演奏会、賛同署名、新聞への「意見広告」、ニュースの発行などを実施、2008年6月9日から、10名前後の参加で毎月9日の朝「9条を守ろう」の看板とのぼり旗を掲げ、通勤・通学者に向けて宣伝行動を行ってきました。

2015年9月19日、安倍政権が「安保法制（戦争法）」を強行したことに抗議し、翌年16年9月19日から戦争法廃止を訴え毎月19日にもスタンディング、月2回の宣伝行動を実施してきました。この時から天童9条の会は、戦争法強行によって結成された労働組合や民主団体、市民による共同組織「九条改憲NO！やまがた県民の会」に参加し活動を続けています。しかしコロナ感染が広がりはじめた2020年ころから活動が停滞。天童9条の会発足当時の代表9人の内健在な方は一人になり、毎月2回のスタンディングも高齢によって無理ということで朝の9日は中止、19日昼のみになりました。

総会もここ数年開催されておりません。今回の衆議院解散・総選挙を前に、立憲民主党が安保法制を合憲としたために10年間続けてきた「市民と立憲野党の共同」が後退しました。9条「改憲」を掲げる政党が多数になる中で、九条を守るたたかいは九条の会発足以来最大の危機・正念場を迎えております。天童9条の会を立て直し、「再び戦争をしない」と結成当時の燃えるような活動にしていかなければと決意しているところです。（事務局長 瀬野幸男）

結成15周年記念学習講演会

【宮城県/みやぎ農協人九条の会】

『令和の米騒動』とこれからの食料・農業政策」と題する講演で冬木勝仁氏は、「令和の米騒動」の要因について、米の需要の減少傾向が継続することを前提とした単年度需給均衡政策の失敗を指摘。

豊富なデータ分析から、「在庫の備蓄量よりも、流通量の方が米価格に影響する。」と指摘。このことから、需要予測に対して『ゆとりのある生産量』を確保すること、政府備蓄米については米不足時に放出して対応する『食料安全保障』としてだけでなく、過剰時の買い上げで米価下落防止にも対応する『需給の安定』機能も必要と提案しました。

この点で、高市内閣の鈴木農水大臣が表明した「需要に応じた生産」は、「増産か減産かが非常に曖昧で、典型的な官僚用語だ。」と批判しました。

冬木氏は、食料・農業・農村基本法において『適正な価格形成』とは、『合理的な費用が考慮』され、安定的な供給体制を支える人々が適切な所得を実現できる水準、同時に、『良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態』を実現できる水準と規定していることに触れました。

<中略>

冬木氏は、効率化によるコスト削減を実現できる大規模経営・法人経営の役割は重要と指摘。同時に、消費者にとっても生産者にとっても適切な価格形成のためには、政府備蓄米の放出と買い入れによる流通段階による需給調整を行い、米価変動を一定の幅に抑え、消費者に負担をかけず、また、生産者も米販売による一定の収益を実現した上で、米価と生産費の差額分を補償する制度、すなわち価格支持と所得補償が必要だと強調しました。

（Eメールニュース「みやぎの九条」NO.450から）